

## 売買契約書（代金即納の場合）【案】

宮崎県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、  
林産物の売買について、次のとおり契約を締結する。

（売買物件）

第1条 甲は、次に掲げる林産物（以下「林産物」という。）を乙に売り渡し、乙はこれ  
を買受けるものとする。

（1）林産物の所在地（別図のとおり）

市町  
郡村大字字番地

（2）林産物の樹種、数量及び材積

| 樹種 | 数量（本） | 材積（m <sup>3</sup> ） |
|----|-------|---------------------|
|    |       |                     |
|    |       |                     |
|    |       |                     |
|    |       |                     |

（売買代金の額）

第2条 林産物の売買代金（以下「代金」という。）の額は、金円とする。

（うち消費税および地方消費税額円）

（契約保証金）

第3条 乙は、この契約締結と同時に契約保証金として金円を甲に納付しなければ  
ならない。なお、入札保証金は、契約保証金の一部に充当する。

2 契約保証金は、第21条の規定により契約を解除したときは、甲に帰属するものとす  
る。

（代金の納付）

第4条 乙は、甲が発行する納入通知書により年月日までに甲に代金を  
納付しなければならない。なお、前条第1項の契約保証金は、代金の一部に充当する。

（違約金）

第5条 乙は、前項の納付期限までに代金の全部又は一部を納付しないときは、その未納  
付の金額に対して、当該納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、政府契約の支  
払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項本文に規定する財  
務大臣が決定する率の割合（この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間  
についても、365日当たりの割合とする。以下「財務大臣決定割合」という。）で計算  
した額を違約金として甲が発行する納入通知書により、甲が指定する期日までに甲に納  
付しなければならない。

（林産物の引渡し）

第6条 林産物の引渡しは、代金の全部（前条の規定により違約金を納付する場合には、  
代金の全部及び当該違約金）の納付があった日から7日以内（土、日、祝日を含まな  
い。）に行うものとし、乙は、その期間内において、甲に当該林産物の所在地において  
立会を求めることができ、甲は乙が立会を求めたときは、立会うものとする。

2 乙が前項に基づく立会を求めなかったとき（甲が立会が困難と判断した場合を含む。）は、前項に定める期間終了をもって、甲は乙に林産物を引渡したものとする。

（林産物受領書の提出及び標識の設置）

第7条 乙は、林産物の引渡しを受けたときは、遅滞なく林産物受領書を甲に提出するとともに当該林産物の所在地内に次に掲げる事項を記載した標識を設置しなければならない。

(1) 林産物の所在、樹種及び数量

(2) 搬出期間

(3) 売買契約年月日

(4) 乙の住所及び氏名

（根株の所属）

第8条 林産物には根株を含まないものとする。

（立木の極印）

第9条 乙は、立木に極印があるときは、その極印を滅失し、又は毀損してはならず、その極印の上部からその立木を伐採しなければならない。

2 乙は、極印を滅失し、又は毀損したときは、遅滞なく、その旨を甲に届け出なければならない。

（担保責任）

第10条 乙は、林産物の引渡し後、林産物の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであることを発見しても、代金の減額、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

（搬出期間）

第11条 林産物の搬出期間（以下「搬出期間」という。）は、第6条の引渡しの日から  
年 月 日までとする。

（搬出期間の延長）

第12条 乙は、やむを得ない理由により搬出期間内に林産物の搬出が終わる見込みのないときは、搬出期間の満了の日の10日前までにその理由を付して甲に搬出期間延長を申し出ることができる。

2 乙は、甲が前項の延長の申出を承認したときは、その延長する期間の日数に応じ、財務大臣決定割合で計算した額を甲に納付しなければならない。

（搬出期間の特殊計算）

第13条 不可抗力により搬出することができない期間は、乙が遅滞なくその理由を申し出て、甲の承認を受けたときに限り、搬出期間（前条の規定により延長した期間を含む。）に算入しないものとする。

（支障木の伐採）

第14条 乙は、林産物の搬出に当って支障となる立木等を伐採する必要があるときは、あらかじめ甲の承認を得なければいけない。

2 乙は、前項の承認を受けて立木等を伐採したときは、甲の評価した補償金を甲に支払わなければならない。

（搬出完了届の提出及び跡地検査）

第 15 条 乙は、林産物の搬出を完了したときは、遅滞なく、搬出完了届を甲に提出し、甲の跡地検査に立ち会わなければならない。

(搬出未済の林産物の帰属)

第 16 条 搬出期間を経過した日（搬出期間において前条の搬出完了届の提出があったときはその提出のあった日の翌日）以後に搬出未済の林産物があるときは、当該林産物は甲に帰属するものとする。

(搬出未済の林産物の譲渡)

第 17 条 乙は、林産物の引渡しを受けた後において搬出未済の林産物を他人に譲渡しようとするときは、当該林産物について乙が甲に対して有する権利及び義務を譲受人が承継する旨を記載した書面に譲受人と連署して甲に提出し、甲の承認を得なければならない。

2 乙は、前項の承認を得て林産物を他人に譲渡した場合においても譲受人と連帯して当該林産物について譲受人が甲に対して有する義務の履行の責めを負わなければならない。

(危険負担)

第 18 条 この契約締結後、甲乙双方の責めに帰することができない事由によって甲が林産物の引渡し義務を履行することができなくなったときは、乙は、代金の支払を拒むことができるものとし、この場合において甲は、契約保証金を返還するものとする。

2 乙の責めに帰すべき事由によって引渡し義務を履行することができなくなったときは、乙は、代金の支払義務を免れない。

(その他の損害の負担)

第 19 条 乙は当該林産物の伐採、搬出及び伐採並びに搬出に関連して設置する施設・構築物（林道・作業路を含む。）に起因して第三者に対して損害を生じさせた場合は、その責めを負わなければならない。

2 前項の規定により生じた損害は、乙の負担とする。

(行為の中止)

第 20 条 乙は、甲が乙に対してこの契約に違反する行為があると認めて林産物の伐採、採取、搬出その他売払いに伴う作業の中止を求めたときは、これに従うものとする。

2 甲は、前項の規定による作業の中止によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(契約の解除等)

第 21 条 甲は、乙がこの契約及び誓約書に掲げる誓約事項に違反したときは、催促することなくこの契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定による作業の中止によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(疑義の解決)

第 22 条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの契約に定めのない事項について、甲乙協議の上定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上各自 1 通を保有するものとする。

年 月 日

甲 宮 崎 県  
宮崎県知事

乙 住 所  
氏 名

## 売買契約書（代金延納の場合）【案】

宮崎県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、  
林産物の売買について、次のとおり契約を締結する。

（売買物件）

第1条 甲は、次に掲げる林産物（以下「林産物」という。）を乙に売り渡し、乙はこれ  
を買い受けるものとする。

（1）林産物の所在地（別図のとおり）

|      |   |    |   |    |
|------|---|----|---|----|
| 市    | 町 |    |   |    |
| 郡    | 村 | 大字 | 字 | 番地 |
| 県有林  |   |    |   |    |
| 県行造林 |   | 林班 |   | 小班 |

（2）林産物の樹種、数量及び材積

| 樹種 | 数量（本） | 材積（m <sup>3</sup> ） |
|----|-------|---------------------|
|    |       |                     |
|    |       |                     |
|    |       |                     |
|    |       |                     |

（売買代金）

第2条 林産物の売買代金（以下「代金」という。）の額は、金 円とする。

（うち消費税および地方消費税額 円）

（契約保証金）

第3条 乙は、この契約締結と同時に契約保証金として金 円を甲に納付しなければ  
ならない。なお、入札保証金は、契約保証金の一部に充当する。

2 契約保証金は、乙が第4条第2項に定める担保を提供した時に代金の一部に充当する。  
ただし、第22条の規定により契約を解除したときは、甲に帰属するものとする。

（延納の特約）

第4条 乙は、延納代金に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第  
256号）第8条第1項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合（この場合における  
年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。以下  
「財務大臣決定割合」という。）で計算した利息を付して、代金を延納するものとする。

2 乙は前項の場合においては令和 年 月 日までに確実な担保を甲に提供しな  
ければならない。

（延納代金の支払い）

第5条 延納代金の支払いは 回払いとし、その分割納付額及び延納利息並びに納付期限

は次のとおりとする。

| 区分<br>回数 | 延納代金の<br>分割納付額<br>(円) | 延納利息<br>(円) | 合 計<br>(円) | 納付期限 | 延納利息<br>計算期間 |
|----------|-----------------------|-------------|------------|------|--------------|
|          |                       |             |            |      |              |
|          |                       |             |            |      |              |
|          |                       |             |            |      |              |

(違約金)

第6条 乙は、第4条第2項の担保提供期限を経過しても担保を提供しないときは、延納代金に対して、当該担保提供期限の翌日から担保の提供の日までの日数に応じ、財務大臣決定割合で計算した額を違約金として甲が発行する納入通知書により、甲が指定する期日までに甲に納付しなければならない。

2 乙は、前条の延納代金の納付期限を経過しても納付しないときは、延納代金に対して、当該納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、財務大臣決定割合で計算した額を違約金として甲が発行する納入通知書により、甲の指定する期日までに甲に納付しなければならない。

(林産物の引渡し)

第7条 林産物の引渡しは、担保の提供（前条第2項の規定により違約金を納付する場合にあっては、担保の提供及び当該違約金の納付）があった日から7日以内（土、日、祝日を含まない。）に行うものとし、乙は、その期間内において、甲に当該林産物の所在地において立会を求めることができ、甲は乙が立会を求めたときは、立会うものとする。

2 乙が前項に基づく立会を求めなかったとき（甲が立会が困難と判断した場合を含む。）は、前項に定める期間終了をもって、甲は乙に林産物を引渡したものとする。

(林産物の受領書の提出及び標識の設置)

第8条 乙は、林産物の引渡しを受けたときは、遅滞なく林産物受領書を甲に提出するとともに当該林産物の所在地内に次に掲げる事項を記載した標識を設置しなければならない。

- (1) 林産物の所在、樹種及び数量
- (2) 搬出期間
- (3) 売買契約年月日
- (4) 乙の住所及び氏名

(根株の所属)

第9条 林産物には、根株を含まないものとする。

(立木の極印)

第10条 乙は、立木に極印があるときは、その極印を滅失し、又は毀損してはならず、その極印の上部からその立木を伐採しなければならない。

2 乙は、極印を滅失し、又は毀損したときは、遅滞なく、その旨を甲に届け出なければならない。

(担保責任)

第 11 条 乙は、林産物の引渡し後、林産物の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであることを発見しても、代金の減額、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(搬出期間)

第 12 条 林産物の搬出期間（以下「搬出期間」という。）は、第 7 条の引渡しの日から  
年 月 日までとする。

(搬出期間の延長)

第 13 条 乙は、やむを得ない理由により搬出期間内に林産物の搬出が終わる見込みのないときは、搬出期間の満了の日の 10 日前までにその理由を付して甲に搬出期間延長を申し出ることができる。

2 乙は、甲が前項の延長の申出を承認したときは、その延長する期間の日数に応じ、財務大臣決定割合で計算した額を甲に納付しなければならない。

(搬出期間の特殊計算)

第 14 条 不可抗力により搬出することができない期間は、乙が遅滞なくその事由を申し出て、甲の承認を受けたときに限り、搬出期間(前条の規定により、延長した期間を含む。)を算入しないものとする。

(支障木の伐採)

第 15 条 乙は、林産物の搬出に当って支障となる立木等を伐採する必要があるときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

2 乙は、前項の承認を受けて立木等を伐採したときは、甲の評価した補償金を甲に支払わなければならない。

(搬出完了届の提出及び跡地検査)

第 16 条 乙は、林産物の搬出を完了したときは、遅滞なく、搬出完了届を甲に提出し、甲の跡地検査に立ち会わなければならない。

(搬出未済の林産物の帰属)

第 17 条 搬出期間を経過した日（搬出期間において前条の搬出完了届の提出があったときは、その提出のあった日の翌日）以後に搬出未済の林産物があるときは、当該林産物は甲に帰属するものとする。

(搬出未済の林産物の譲渡)

第 18 条 乙は、林産物の引渡しを受けた後において搬出未済の林産物を他人に譲渡しようとするときは、当該林産物について乙が甲に対して有する権利及び義務を譲受人が承継する旨を記載した書面に譲受人と連署して甲に提出し、甲の承認を得なければならない。

2 乙は、前項の承認を得て林産物を他人に譲渡した場合においても譲受人と連帯して当該林産物について譲受人が甲に対して有する義務の履行の責めを負わなければならない。

(危険負担)

第 19 条 この契約締結後、甲乙双方の責めに帰することができない事由によって甲が林産物の引渡し義務を履行することができなくなったときは、乙は、代金の支払を拒むことができるものとし、この場合において甲は、契約保証金を返還するものとする。

2 乙の責めに帰すべき事由によって引渡し義務を履行することができなくなったときは、乙は、代金の支払義務を免れない。

(その他の損害の負担)

第 20 条 乙は当該林産物の伐採、搬出及び伐採並びに搬出に関連して設置する施設・構築物（林道・作業路を含む。）に起因して第三者に対して損害を生じさせた場合は、その責めを負わなければならない。

2 前提の規定により生じた損害は、乙の負担とする。

(行為の中止)

第 21 条 乙は、甲が乙に対してこの契約に違反する行為があると認めて、林産物の伐採、採取、搬出その他売払いに伴う作業の中止を求めたときは、これに従うものとする。

2 甲は、前項の規定による作業の中止によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(契約の解除等)

第 22 条 甲は、乙がこの契約及び誓約書に掲げる誓約事項に違反したときは、催促することなくこの契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定による作業の中止によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(疑義の解決)

第 23 条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの契約に定めのない事項について、甲乙協議の上定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上各自 1 通を保有するものとする。

年 月 日

甲 宮 崎 県  
宮崎県知事

乙 住 所  
氏 名